

中国残留日本人孤児の人生が問いかけること

—日本人として、日本の地で、人間らしく生きるために—

中国「残留日本人孤児」を支援する兵庫の会・代表世話人
浅野慎一（神戸大学）

中国残留日本人孤児（以下、残留孤児）とは？

- ・1945年（日本敗戦時）、中国に取り残され、中国人養父母に引き取られて育ち、1972年（日中国交正常化）以降まで、日本への帰国を果たせなかった日本人の子供達。
- ・日本敗戦当時、13歳未満。（13歳以上：残留婦人）。
- ・正確な人数不明。
（日本政府：約2800名を認定。BUT 認定されないまま中国で死去、未認定の残留孤児も多数）。

I. 「残留孤児」誕生の歴史的背景

【「満洲国」建国、国策移民】

1932年、日本：中国東北地方に傀儡国家「満洲国」建国。多数の日本人を国策移民として送出。

満洲開拓移民：1936年、「満洲農業移民百万戸計画」策定。七大重要国策の一環。

1941年、「日満両国一体的の重要国策」、「東亜防衛における北方拠点の強化」。

主な入植先：ソ連との国境付近の農村。

1945年8月（日本敗戦）までに約32万人が送出。

【ソ連参戦、逃避行と難民生活】

1945年8月8日、ソ連：日ソ中立条約を破棄、日本に宣戦布告。

9日、ソ連軍：中国東北地方（「満洲国」）に侵攻。

日本政府・日本軍：ソ連の8月侵攻を、事前に正確に予測。

& 1944年以降、戦局悪化→現地の日本軍（関東軍）：戦力を内地・南方に大幅に転用、弱体化。

∴ ソ「満」国境でソ連軍を阻止する作戦を放棄。

「満洲」全体を戦場として持久戦を戦う作戦に変更。

BUT これらの情報：作戦上、必要な「静謐確保」のため、現地の日本人移民・民間人には秘匿。

8月、「関東軍は盤石の安きにある。国境付近の開拓団の諸君は安心して生業に励め」。

ソ連軍侵攻当日（8月9日）まで、新たな開拓移民の入植を継続。

ソ連軍の侵攻→日本人の開拓移民：極度の混乱状態。

1945年7月、「根こそぎ動員」。成人男性はほぼ全員、徴兵。

女性・子供・高齢者・病人：数カ月間、凄惨な逃避行・流浪。

ソ連軍：爆撃・機銃掃射・銃撃、日本人女性を拉致・強姦・殺害。

* 「実母がソ連兵に至近距離から頭を銃撃され、目の前で殺された」

「自分もソ連兵に撃たれ、多数の日本人の遺体が浮き沈みする、血で真赤に染まった池にじっと潜んでいた」

数カ月間に及ぶ逃避行：多くの日本人難民が餓死・病死・自殺。

* 「実母は逃避行の路上で出産し、母子ともにその場で死んでいった」

「足手まといになる赤ん坊は、路上や山中に置き去りにされた」

難民収容所：食糧・衣類・医療品の欠乏。零下30度以下。餓死・病死・凍死が続出。

* 「難民収容所でたくさんの方が死に、生存者が寒さをしのぐために衣服を剥ぎ取られた死体が庭に山積みになっていた」

「実母と4人の弟妹は、難民収容所にきて半月もたたないうちに全員、餓死した」

「私のような人間は、今まで気が狂わずに生きてこれただけでも幸せだ」

【日本への引揚事業の遅延】

なぜ日本敗戦直後（1945年8月～同年冬以前）、日本に引揚げられなかったのか？

①1945年8月～9月、日本政府：日本人難民の「現地土着方針」。引揚事業に取り組まず。

∴ 敗戦前：「将来の帝国の復興再建を考慮」、

敗戦後：「内地の食糧事情・思想経済事情に鑑み」。

8月30日、日本の駐「満州」大使：「流民化と餓死者・凍死者の続出」の見通しを打電。
「婦女子の帰国」を懇願。

BUT 31日、日本政府：改めて難民の「現地土着方針」を指示。

②1945年10月～、GHQ（連合軍総司令部）：軍人・軍属の復員を優先。
民間人（日本人難民）の帰還に着手せず。

③ソ連軍：日本人難民の生命保護・引揚げに無関心。

数カ月間の逃避行、数年間の難民生活。

→多数の子供達：家族・肉親と死別・離別、「孤児」に。

ほとんどは難民収容所・路上で死去。

BUT ごく一部、中国人に引き取られ、かろうじて命をつないだ孤児＝後の「残留孤児」。

II. 中国を生きる

【中国人養父母との生活】

中国人養父母：貧しい農民・労働者・零細自営業者（露店等）。

日本人孤児を引き取った動機：様々。

最多：「とにかく子供が可哀想、命を助けるしかない。今、ここで見捨てたら、この子は死ぬ」

日本人孤児：一部、養父母による虐待。

BUT 大半は優しく愛情をもって養育。

∴ 大半の日本人孤児：「養父母が第二の命をくれた」と感謝。

【東西冷戦と引揚事業の打ち切り・「戦時死亡宣告」】

1945年以降、東西冷戦（資本主義 VS 社会主義）が本格化。

1946年～、中国内戦（国民党 VS 共産党）が激化。

1949年、共産党勝利。中華人民共和国（社会主義）成立。

日本：アメリカ占領下、「極東における反共産主義の防壁」。

中華人民共和国を不承認・敵視。親米・親台湾（中華民国）の政権が確立。

→日本人孤児の日本への引揚・帰国：一層困難に。

1946年5月、引揚事業が開始。 BUT 中国内戦で中断。

1949年、内戦終結。→民間団体（赤十字・日中友好協会等）：引揚事業を再開。

BUT 日本政府：1958年、中国敵視政策の一環として引揚事業を打ち切り。

1959年、日本人未帰還者の「戦時死亡宣告」を推進。戸籍上、「死者」に。

【中華人民共和国の政治的混乱】

1958年～、無謀な「大躍進」政策。農業・工業の崩壊。

1959～1961年、大飢饉。2000万～4500万人が餓死。

*「大飢饉に見舞われ、村人が毎日、10数人ずつ死んでいった」

1966～1976年、「文化大革命」。政治的大混乱。社会・経済が崩壊、多数の政治的犠牲者。

日本人孤児の中国での生活：政治的混乱によって翻弄。

大躍進・文化大革命で学校制度も実質的に崩壊。

職業選択の自由なし。頻繁な国家政策の変更で転職を強制。

農村：「衣食にも困る」ほどの貧困。不就学・非識字文部。

*「学校に一度も通ったことがない。貧しく、7～8歳から農業で働くのが当然だった」

居住地選択・移動の自由なし。

日本人孤児：戦後、日本で生きてきた日本人とは大きく異なる過酷な人生。

BUT 過酷な人生：大多数の中国人民衆も同じ。

日本人孤児：中国人の民衆と様々な苦難を共有、ともに学び、働き、助け合い、結婚して子供を生み育て、
生き抜いてきた。

*「内戦時、長春を脱出して農村に逃げたが、途中で私は迷子になってしまった。養父は、危険の中を後戻りして必死に私を探し出し、連れ戻してくれた。養父は泣きそうになって『死ぬなら一緒だ。必ず連れて逃げる』と言ってくれた」
「大飢饉でたくさん餓死者が出た。私も何度も空腹で気を失い、倒れてしまったが、その度に村人がなげなしの食べ物を分けて助けてくれた。中国人が助けてくれなければ、私たちは絶対今まで生きられなかった」

【中国における差別と迫害、連帯と協力】

①1945年～1950年代前半、子供時代、「小日本鬼子」といじめ。

戦時中の日本の侵略・暴行・略奪等の被害者やその記憶が色濃く残存。

子供の中でのインフォーマルないじめに。

BUT 当時の中国共産党・政府：「中国人も日本人も民衆は戦争被害者」（＝階級的立場）。

日本人孤児をいじめないよう、民衆を指導・教育。

②1950年代半ば～、進学・就職・昇進、共産党・共産主義青年団への加入：「日本人の血統」を理由に差別。

＝国家によって文書化された「档案（＝詳細な戸籍文書）」に基づくフォーマルな差別。

中国共産党・政府：東西冷戦の下、「階級的立場」を希薄化。

血統主義的国民主義（日本人への警戒）へと姿勢転換。

∴ たとえ「日本の侵略戦争の歴史」を口実としていても、実際には戦後東西冷戦の下でのナショナリズムに基づく排除・差別。

「文化大革命」（1966年以降、10年間）：大衆集会で糾弾、暴行、強制労働、監視・思想教育、僻地追放等。

* 「糾弾集会で何百人に取り囲まれ、『打倒日本帝国主義』の怒号の中でつるし上げられ、16年間、僻地の農村に追放された」

「『日本特務（スパイ）』と書かれた看板を首に下げ、街中を引き回され、石や泥を投げ付けられて罵倒された。自殺も考えた」

BUT 文化大革命での迫害：日本人孤児だけではなく、多数の中国人民衆。

ex) 「紅五類」（労働者・農民・革命幹部等）の家族出身者：優遇

「黒五類」（地主・富農・政治的右派等）の家庭出身者：迫害。

血統・出自に基づく差別：日本人孤児だけでなく、すべての中国人に適用。

∴ 日本人孤児と中国人民衆の密やかな連帯・協力も。

互いの命と暮らしを守るため、親しい友人・家族どうしのインフォーマルな庇いあい、助け合い。

* 「私が自殺しようとした時、近所の中国人が『日本に帰るまで我慢しなさい』と自殺を止め、励ましてくれた」

「職場の上司が私を庇ってくれた。彼は『日本人を庇う』と脅迫・批判されたが、それでも庇い続けてくれた」

「中国人は寛容で優しい」。

Ⅲ 「残留孤児」の誕生—肉親捜しと永住帰国—

【肉親捜し】

①年長者（日本敗戦時5歳以上、肉親の記憶あり）：

1950年代～、肉親捜し（日本に手紙等）。

1972年、日中国交正常化

1) 一時帰国する残留婦人（日本敗戦時13歳以上だった未帰還者の日本人）、日本のボランティアに依頼。

2) 日本大使館・日本の厚生省に手紙。BUT いくら手紙を出しても「ナシのつぶて」。

具体的な記憶・情報あり。∴ 自主調査で肉親が判明。親戚訪問、数十年振りの「涙の再会」。

②年少者（日本敗戦時5歳未満、肉親の記憶希薄）：肉親捜し。

BUT 個人的な自主調査では肉親は見つからず。

∴ 肉親に関する情報が豊富な日本での公式調査（「訪日調査」）を希望。

BUT 日本政府：訪日調査実施にも消極的。

∴ 残留孤児の肉親捜し：個々の家族の「私事」。民事不加入の原則。

→当事者・世論・マスメディアから批判。

残留孤児：戦争・戦後の日本政府の政策に起因。（≠個々の家族の「私事」）。

→日本政府：1981年、訪日調査を実施。 BUT スムーズに進まず。

* 「毎年、訪日調査への参加を申請したが、何の理由説明もないまま、10年以上待たされた」

肉親の身元判明につながる「証拠」の提出が必要。

* 「敗戦時0歳で道端に置き去りにされていた私に、肉親につながる情報を出せというのはあまりに理不尽。日本政府こそ、日本国内できちんと調査をして、私に情報を提供すべき」

「まず最初に『置き去りにされた日本人、つまり残留孤児』と認定し、その後、肉親に関する情報が豊富な日本で長期間・継続的に肉親を捜すべき」

訪日調査の遅延→養父母・実父母など関係者・証人は次々に死去。低い肉親判明率。

* 「なぜ1981年になるまで捜してくれなかったのか。それまで、日本政府は何をしていたのか」

「国交回復以前でも赤十字等を通して私達を探す方法はあったはずだ」

【「国籍」変更－「残留孤児」の誕生】

多くの残留孤児：日本への永住帰国を希望。

1972年以前（日中国交断絶）、日本政府：中国に取り残された日本人＝日本国籍の未帰還者。

∴ 中華人民共和国（国籍）を承認せず。

1972年以前の引揚者＝日本国籍の引揚者。

1972年（日中国交正常化）以降、日本政府：中華人民共和国を承認。

国交正常化当日（9月29日）、中国に取り残された日本人＝全員、自分の意思で日本国籍を離脱、中国籍を取得したものと行政措置。（実際には個々の残留孤児の意思は確認せず、一方的・一律の措置）

中国に取り残された残留孤児＝「中国籍の中国人」（≠日本人の未帰還者）。

∴ 日本への「帰国・引揚」は不可。

来日＝「外国人の新規入国」。厳格な入国管理 & 日本の肉親による身元保証を要求。

∴ 「残留孤児（≠日本人の未帰還者・引揚者）」：1972年、日本政府の国籍変更措置によって誕生。

「残留日本人」の用語：1975年、

「残留孤児」の呼称定着：1981年以降。

【永住帰国の困難と混乱】

日本政府による国籍変更措置 & 入国時の肉親の身元保証人制度 → 残留孤児の日本帰国は困難に。

肉親未判明の孤児：肉親の身元保証人が確保できず。

肉親判明した孤児：肉親が身元保証人になることを躊躇・拒否。

∴ 帰国後の孤児一家の生活扶養義務。

（日本政府：残留孤児問題＝個々の家族の「私事」、親族扶養義務）

日本への帰国を切望しつつ、何年（十数年）も帰国できない残留孤児が続出。

帰国が果たせないまま、中国で亡くなった孤児も。

→ 残留孤児・肉親・マスメディア・ボランティア・弁護士団体等：日本政府の帰国政策を批判。

残留孤児：自分の意思で、日中国交正常化の日（1972年9月29日）に一斉に日本国籍離脱?!。荒唐無稽。
＝日本政府の一方的な行政措置。

* 「私は日本人で、自分の国に帰るのになぜ保証人が要るのか。理解できない」

「私は日本人で戸籍もあり、本来、帰国するのに身元保証人は必要ないはずだ」

残留孤児問題：日本政府の政策に起因、政府の公的責任をふまえた解決が必要。（≠個々の家族の「私事」）

→ 日本政府：徐々に政策変更。1995年頃、帰国制限を撤廃。

国交正常化以降、23年間、日本人と認定されても自由に帰国できない状態が継続。

残留孤児：帰国時、40～60歳代に。

IV. 日本を生きる

【帰国後の就労・経済基盤】

多くは日本に帰国。

BUT 中高年（40～60歳代）。日本語もほとんどできず。

不安定な不熟練労働・非正規雇用。低賃金・長時間重労働・倒産解雇・労災・日本語の壁・差別。

* 「ビルの清掃員の臨時雇だが、足が悪いので1階から8階までの階段の昇降が大変で、脛を抱えながら昇降した。仕事のミスの責任を押しつけられ、人が嫌がる仕事ばかりやらされた」

「60歳をすぎても12時間労働のきつい重労働で、うち4時間はサービス残業。言葉ができないという理由で、給料は若い日本人の半分以下。『アホ、バカ、中国人』が日本で最初に覚えた言葉で、生きるのがつらかった」

帰国遅延→年金保険料の納付期間不足。退職後、年金生活は不可能。8割前後が生活保護受給。

日本で最底辺の貧困層に。

* 「1日2食にして、遠方の安売店で賞味期限切れ寸前の食品を買っているが、高齢になり、遠方まで行くのはつらい」

外出・支出への行政の確認・指導、自由の束縛。

中国訪問も実質禁止。

* 「命の恩人である養父母に会いに行くと生活保護を止めるのは、あまりに非情だ」

「養母が病気で亡くなる時も、生活保護を止められるので看病に行けず、死に目にもあえなかった。墓参にさえ行けないのはあまりに辛い」

年金・生活保護の制度にも疑問。

* 「中国で12歳からずっと働いてきたが、日本の年金には換算されない。私が日本の年金をかけられなかったのは、私の責

任ではない。日本政府が帰国させてくれなかったから、年金をかけたくてもかけられなかった」

「私達は政府の政策によって中国に取り残されたのに、なぜ今、生活保護で暮らさねばならないのか。『国民の税金で暮らし、皆に負担をかけている』と言われ、本当に悔しかった」

帰国後の日本語教育:短期間・貧弱（4カ月～1年以下）。

就職、交通機関利用、行政の手続き、ニュース・災害情報の入手等、日常生活全般で日本語の壁。

*「医者言うことは何もわからず、こちらの病状も説明できない」。

治療の遅れ、手遅れも。

自立支援策の限定性：∴日本政府：残留孤児の帰国は「私事」。帰国後の生活は自己責任・親族扶養義務。

BUT 帰国後の生活の困難：自己責任・肉親扶養では克服不可能。

∴ 帰国の大幅遅延（中高年まで帰国不許可）→就学・就職・年金加入が不可能に。

個人・肉親の努力・能力の問題ではなく、日本政府の政策・制度に起因する問題。

【日本での差別体験】

日本社会での差別：複雑な悲しみ、寄る辺ない喪失感。

「中国では『日本人』として、日本では『中国人』として差別」。

*「『日本人』と認定されて日本に帰国し、自分でも『本物の日本人』だと主張したい。でも周囲の『本物の日本人』は我々を『中国人』だと決めつけて差別する。いったい我々は何人なのか」

「私達は自ら望んで残留孤児になったわけではない。普通の日本人として生きたかった。でも、普通の日本人として生きることができた人々が、私達を日本人と認めず、差別する」

残留孤児に独特のアイデンティティ、複雑な精神的陰影・負荷。

V. 国家賠償訴訟と現状

【国家賠償訴訟とその争点】

2002年、国家賠償訴訟を提訴。

様々な困難。

BUT 全国15の地方裁判所、永住帰国した残留孤児の約9割（2211名）が原告に。

①原告（残留孤児）の主張

残留孤児の被害：戦前・戦後の日本政府の政策（満洲国建国、満洲移民政策、「静謐確保」・満洲放棄の作戦、難民の現地土着方針等）を歴史的背景として創出。

∴ 戦後の日本政府：残留孤児を早期に捜索、帰国させる義務・責任。

BUT 政府は懈怠。逆に帰国を妨害・制限する政策（引揚事業の遅延・打ち切り、戸籍抹消、日本国籍の剥奪、帰国時の身元保証人制度等）を実施。

& 帰国後の自立生活を支援する義務・責任も懈怠。

戦後の政策に起因する被害（≠「国民が等しく受忍すべき戦争被害」）。

∴ 残留孤児に謝罪・賠償、新たな支援策を講じるべき。

「日本の地で、日本人として、人間らしく生きる権利」と定式化。

②被告（日本政府）の主張

残留孤児：ソ連軍の侵攻 & 日本敗戦の混乱の渦中で生み出された「戦争被害者」。

∴ 「国民がひとしく受忍すべき」。特別の賠償・補償を行う必要なし。

肉親捜し・永住帰国：残留孤児とその家族の「私事」。∴ 民事不介入。

中国国籍の残留孤児への厳格な入国管理≠帰国妨害。

帰国後の生活：「私事」。自己責任・親族扶養で対処。

（政府：人道的立場から、時々可能な範囲で側面的支援を実施）

日本政府の対応：瑕疵なし。

【多様な判決】

2006年以降、8つの地方裁判所で判決。

原告（残留孤児）勝訴は1地裁（神戸地裁）。7地裁は敗訴。

BUT 判決内容・理由は多様。

①殆どの裁判所:残留孤児の被害＝多かれ少なかれ戦後の日本政府の政策に起因。（≠単なる「戦争被害」）

戦後の日本政府：残留孤児を早期帰国させる法的義務または高度な政治的責任。

BUT 政府の政策には不備・不十分。→残留孤児の被害。

神戸地裁：国に損害賠償の支払いを命じる。

高知地裁：国は法律違反。BUT 時効成立。原告の訴えを棄却。

その他の多くの地裁：国の政策・対応は不十分。BUT 法的な義務違反・違法行為があったとまでは認定できず。原告の賠償請求を棄却。

②東京地裁：「残留孤児の被害＝国民が等しく受忍すべき戦争被害」。

BUT 被告（日本政府）も主張していないことを、独自判断として付加。

＝残留孤児の被害：孤児を引き取ったのが日本人ではなく、中国人だったから。

「中国人による引き取り・養育＝残留孤児にとって危険状態」。

* 残留孤児が中国人養父母に引き取られず、中国の地で日本人難民として死んでしまっていたら、残留孤児の「被害」も生まれなかった!? 現実認識・人間性を欠いた奇矯な判決。

【国家賠償訴訟の終結・新たな支援策】

国家賠償訴訟当時、世論・マスメディア：原告（残留孤児）を圧倒的に支持、政府の対応に批判的。

& 神戸地裁の勝訴、

他の多くの裁判所も日本政府の政策の問題を指摘。

帰国した残留孤児の9割が原告＝政府の支援策の「失敗」を露呈。

→2007年、政府与党：訴訟取下（裁判との同時決着）を条件に、新支援政策を実施する政治決着を提案。

新支援策：①支援給付金制度（≠生活保護）、②支援相談員、③日本語教室・交流事業。

BUT 政府の公的責任は認めず。謝罪・補償せず。

人道的支援の枠内で、側面的支援を拡充。

ex) 支援給付金制度の収入制限（≠全員一律給付）、中国訪問の制限等。

残留孤児：苦渋の選択、政治決着を受け入れ。裁判取り下げ。

∴ 高齢化（72歳以上）。一刻も早い改善が不可欠。

【残留孤児は今】

新支援策実施。残留孤児の生活：一定の改善。

BUT 一層の高齢化の進展、新たな問題も発生。

①日本語教室・交流事業：高齢化で参加困難。自宅に引きこもり、孤立化。

②中国語で受けられる高齢者の福祉・介護体制：圧倒的に不足。

支援給付金に収入制限。∴ 子供の同居による介護・支援も大幅に制約。

言葉も通じない中での孤独、老老介護が蔓延。

③支援相談員の削減。個別訪問も困難。ますます孤立化。

結. 中国残留日本人孤児の人生が問いかけること

残留孤児とその苦難の人生：

①戦後の日本政府の政策（国籍変更措置、帰国制限、自立支援政の不備等）によって創出。（≠「戦争被害」）

主権者・日本国民：この歴史的事実の重みを十分に認識する必要。

②戦前・戦後の日本社会 & 国境を越えた世界社会が創出した被害。

∴ 残留孤児に一方的に社会適応（日本語習得・異文化適応等）を求めるだけでは、本質的な問題解決にならない。

反省し、変わるべきは、日本・世界の社会。

悲劇を二度と起こさない日本・世界の社会をいかに作り上げるか。

③今・ここで解決が求められている現在進行中の問題。（≠「忘れてはならない過去の記憶」）